

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の
一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う
中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の
運用について（抜粋）

平成10・01・19 企庁第3号

平成10年 2月 1日

員外利用の特例について

【事業協同組合について】

1. 員外利用の特例に関する考え方

組合法第9条の2の3の規定により、事業協同組合は、一定の条件を満たした場合、その行う事業について、行政庁の認可を得て、組合員以外の者の当該事業の利用分量の総額が組合員の利用分量の総額の200/100を超えない範囲内で、組合法第9条の2第3項ただし書等の限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させること（以下「員外利用の特例」という。）が可能となる。この場合の条件は、法律上、

- ① 事業協同組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること
- ② 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること
- ③ 当該事業の運営に著しい支障が生じていること
- ④ 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、組合法第9条の2第3項ただし書の限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること
- ⑤ 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること

と規定されているが、これらをより詳しく解説すれば次のとおりである。

(1) 事業協同組合がその所有する施設を用いて行っている事業であること

事業協同組合は、その事業により組合員に直接の奉仕をすることを目的とする組織であることから、本来、その事業については、組合員の利用分量をあらかじめ計算し、組合員の利用分量に応じてその規模を計画すべきものである。したがって、組合員の利用分量に変動が生じた場合は、変動に合わせて事業規模を調整することが原則である。組合法第9条の2第3項の規定は、こうした観点と、現実の事業運営を円滑に進める観点との調和を図ったものといえることができる。

しかし、事業協同組合が施設を所有し、当該施設を利用した事業を実施している場合は、当該事業の組合員の利用分量が減少すると、当該施設の利用率が下がり、利用料の大幅な引き上げを行わない限り、施設の維持が困難となる場合がある。一方、維持費等を低減させるために、施設の一部売却等を行うことは、現実には相当困難であり、また、こうした組合にとっては、組合員の増加を図ることも、特に短期的には困難である場合

が多い。こうした結果、組合の事業の継続が不可能となると、当該事業を利用している組合員の事業の実施にも重大な影響が生じ、組合員の事業自体が継続できなくなる可能性がある。このため、事業協同組合が施設を所有し、それをを用いて行う事業については、上述したような状況が発生した場合、必要な期間、組合員以外の者の事業の利用を柔軟に拡大できるような規定が必要と考えられる。員外利用の特例に関する規定は、「事業協同組合がその所有する施設を用いて行う事業」について、このような性質が認められるために設けられたものである。

したがって、事業協同組合が賃借した施設を用いて事業を行っている場合や、そもそも施設を実質的に用いないで事業を行っている場合については、仮に組合員の当該事業の利用が減少したとしても、事業協同組合は事業規模の調整を比較的容易に行うことができると考えられるため、原則として員外利用の特例は認められない。

ただし、こうした事業であっても、事業規模の調整についてはある程度期間が必要と考えられる。このため、組合員の脱退により組合員の事業の利用が減少した場合には、組合法第9条の2第4項第1号及び組合法施行令第1条の2により、組合員が脱退した事業年度及び次の事業年度については、組合員以外の者の事業の利用分量の総額が組合員の事業の利用分量の100/100を超えない範囲で、当該脱退した組合員が当該事業を利用していた分量と同量まで組合員以外の者に当該事業を利用させることが認められている。

なお、事業協同組合の事業について員外利用の特例が認められるためには、当該事業に関する施設の全てを事業協同組合が所有している必要はない。例えば、事業協同組合が借地権を有する土地に組合所有の倉庫を設け、当該倉庫を用いて組合員の物品の保管事業を行っている場合や、事業協同組合が建物を賃借し、そこに組合所有の機械を据え付け当該機械を組合員に利用させる事業を行っている場合等については、員外利用の特例の対象となりうる。

- (2) 組合員の脱退その他やむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること

「組合員の脱退その他のやむを得ない事由」とは、組合員の脱退によるもののみならず、組合員の事業の形態の変化による組合事業の利用の減少等、組合自身の責に帰すべき事由でないものが広く含まれる。ただし、あらかじめ特例の認可を得ることを前提として、事業協同組合が組合員の利用分量に比して過大な施設を設けたような場合は、当然ながら「やむを得ない事由」には該当しない。

- (3) 当該事業の運営に著しい支障が生じていること

「事業の運営に著しい支障が生じる」とは、事業協同組合が行っている事業について、組合員に対して妥当と考えられる利用料を設定すると、事業協同組合が当該事業に用いている施設の維持・事業の継続に必要なだけの収入を得ることができない状況となっているという意味である。即ち、員外利用の特例の認可を受けようとする事業について、

当該事業に用いている施設の減価償却や借入金の償還計画等を勘案して、適切な収支計算を行った場合、組合員から徴収すべき利用料が相当程度高額なものとなり、当該利用料を組合員に強いた場合、かえって組合員の事業を圧迫してしまうような場合である。

また、事業協同組合が員外利用の特例の認可を受けようとする事業については、他の事業と区分して、認可を受けようとする事業単体での運営に著しい支障が生じているかを判断する必要がある。こうした場合、ある事業について「運営に著しい支障が生じる」事態が発生していれば、他の事業はうまくいっており、事業協同組合全体の経営に支障が生じていなくても、当該支障が生じている事業については員外利用の特例の対象となりうる。

- (4) 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、組合法第9条の2第3項ただし書の限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること

員外利用の特例は、将来的には、事業協同組合の事業が「適正に」運営されることとなることを前提としており、ある事業について員外利用の特例の認可を得るためには、「組合員以外の者に、組合法第9条の2第3項ただし書等の限度を超えて当該事業を利用させること」が、当該事業の運営の適正化のための方法として、必要かつ適切なものと認められなければならない。この場合の考え方をさらに詳解すると次のとおりである。

① 「当該事業の運営の適正化を図る」について

組合法第9条の2の3第1項において、事業協同組合の事業の運営が「適正」である状態とは、

- イ) 当該事業の収支状況が適切であり、事業が円滑に実施されること
- ロ) 当該事業の規模が、組合員の当該事業の利用分量とバランスし、組合員以外の者の当該事業の利用分量が、組合法第9条の2第3項ただし書の範囲を超えないことの2つの条件が満たされる状態を意味している。

したがって、事業協同組合の事業の「運営の適正化を図る」とは、事業協同組合の事業について上記イ)、ロ)の実現を図ることを意味している。

このため、事業協同組合は、員外利用の特例の認可を受ける事業について、将来的には、当該事業の規模と組合員の当該事業の利用分量がバランスするよう(組合員以外の者の組合の事業の利用分量が、組合法第9条の2第3項ただし書の限度内とするよう)、例えば次のような取り組みを行うことが必要となる。

- 新規組合員の加入促進を含め、当該事業を利用する組合員を増加させる。
- 施設の過剰となっている部分の売却を行う。
- 代替施設への移行と、過剰部分を生じた施設全体の売却を行う。
- 施設の過剰部分を活用した新たな組合員向け事業を実施する。

したがって、事業協同組合は、こうした取り組みを内容とする、当該事業の運営の適正化のための計画を策定し、かつ認可後その実現のために努めなければならない。

また、行政庁は、員外利用の特例の認可に当たって、当該計画の妥当性を十分勘案することが必要である。

なお、上記の趣旨にかんがみれば、員外利用の特例の認可を受けた事業を利用する員外者についても、将来の事業協同組合への加入が見込めるよう組合員資格を有する者を優先することが望ましい。

② 「組合法第9条の2第3項ただし書の限度を超えて」について

事業協同組合は、員外利用の特例の認可を受けた事業については、組合員以外の者に対し、組合法第9条の2第3項ただし書等の限度を超えて、組合員の利用分量の総額の200/100を超えない範囲内で、当該事業を利用させることが可能となるが、その際、組合法第9条の2第3項本文の「組合員の事業の利用に支障がない場合に限り」という条件は引き続き適用される。したがって、事業協同組合が、その行う事業について員外利用の特例の認可を得て、組合員以外の者の利用分量を拡大させる際にも、組合員の当該事業の利用に支障が生じることがないようにしなければならない。

③ 「必要かつ適切なもの」について

事業協同組合が行う事業について、員外利用の特例の認可を得るためには、当該事業の運営の適正化を図るための方法として、「組合員以外の者に、組合法第9条の2第3項ただし書の範囲を超えて当該事業を利用させること」が「必要かつ適切」であると認められなければならない。

したがって、行政庁が員外利用の特例の認可を行うに当たっては、具体的には以下の点に留意する必要がある。

1) 員外利用の特例の認可の申請があった事業について、組合員の利用が近い将来なくなってしまうことが予想される場合や、そもそも組合員以外の者を合めニーズが極めて低くなっており、員外利用の特例の認可を受けても当該事業の継続が困難と考えられる場合については、「当該事業の運営の適正化」を図るために員外利用の特例の適用を受けることは、原則として「必要かつ適切」であるとは認められない。

したがって、こうした事業について、員外利用の特例の認可を行うことは適当ではない。むしろ、こうした事業については、事業協同組合は、当該事業を利用している組合員に与える影響を最小限に抑えつつ、速やかに事業を廃止し、当該事業に用いていた施設の処分、あるいは当該施設を用いた新たな事業の実施を検討することが適当である。

2) 本制度が中小企業施策の一環であることを考慮すれば、事業協同組合が員外利用の特例の認可を受けてその事業を組合員以外の者に利用させる場合であっても、その利用者については中小企業を優先するよう配慮することが適当である。

(5) 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られること

① 「期間」の長さについて

員外利用の特例の認可の申請を行う場合は、事業協同組合は、員外利用の特例が必

要な期間を定めなければならない。当該期間は、「認可を受ける事業の運営の適正化を図るために必要な期間」であり、事業協同組合の作成する「事業の運営の適正化を図るための計画」の内容に応じ、適切に定めることが必要である。どの程度の期間が必要かについては、認可を受けようとする事業の運営状況、施設の規模等に応じ、ケースバイケースで判断することとなるが、行政庁は、必要以上に長い期間を認可することがないように留意しなければならない。

② 再認可について

一旦認可を受けた事業について、当初定めた期間では運営の適正化を実現することが困難と認められる場合は、当初定めた期間が経過する時点で、当該事業が組合法第9条の2の3第1項の条件を満たしていれば、再び員外利用の特例の認可を受けることは可能である。

ただし、こうした場合において、事業協同組合が、員外利用の特例の認可を受けた事業について運営の適正化のための取り組みを適切に行っていないと認められる場合は、組合法第9条の2の3第1項の条件を満たしていないと解することが適当である。

2. その他の留意事項

(1) 事業協同組合に関連する他制度との関係について

① 高度化融資制度との関係について

事業協同組合の事業に関する員外利用の特例の認可は、当該事業の運営の適正化のために必要かつ適切と行政庁が認めた場合に限り行われるものであること等から、事業協同組合が高度化融資制度に基づく融資を受けて設けた施設を用いて行う事業について、員外利用の特例の認可がなされ、事業協同組合が当該認可に係る事業計画に基づいて事業を実施する場合に、それを理由とした当該施設に係る高度化融資の繰上償還は原則として行われない。

しかしながら、高度化融資制度による融資を受けて設けた施設を用いて行う事業について員外利用の特例の認可が行われた場合、認可後の当該事業の員外利用の態様によっては、組合法上は問題が生じなくても、高度化融資制度上は問題が生じ、融資条件の変更がなされるケース等も考えられることから、認可を行う行政庁及び認可を受けようとする事業協同組合は、事前に、当該事業に用いられている施設について高度化融資制度に基づく融資を行った機関の担当部局と十分相談する必要がある。

② その他の制度との関係について

事業協同組合が「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」等(以下「創造法等」という。)の規定に基づき、都道府県知事等からの認定等を受けた事業計画に基づいて行っている事業について、員外利用の特例の認可を受けようとする場合は、創造法等の規定に基づき認定を受けた事業計画の変更等が必要に

なる場合がある。したがって、こうした事業について員外利用の特例の認可を受けようとする事業協同組合及び認可を行う行政庁は、事前に、創造法等の規定に基づき、当該事業に関する事業計画の認定等を行った機関の担当部局と十分相談する必要がある。

【事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会について】

事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会についても、事業協同組合と同様に考えて問題ない。